

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社358コンサルティング
代表者及び住所 和歌山県西牟婁郡白浜町2315番地の2
2. 指名停止措置期間 : 令和8年3月27日から令和8年6月26日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 近畿技術事務所発注の「テーブル2台 外1点」購入において、令和8年2月27日に見積り合わせを行った結果、株式会社358コンサルティングが最低価格であったため見積決定通知を行った。
しかし、同社から見積段階では納入期限までの納品が可能であることを確認していたが、在庫がなく納入期限までの納品ができないため、契約を辞退したい旨の申出があった。その後、令和8年3月6日付けで辞退届が提出されたものである。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社358コンサルティングが見積決定後に契約を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)